

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

県議会議員補欠選挙

○監査公表四件

福島県監査委員

監査公表第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成22年11月12日

福島県監査委員 鳴 原 吉之助
 福島県監査委員 宗 方 直 実
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之

- 1 監査実施期間 平成22年7月29日～平成22年10月14日
- 2 監査対象機関 本庁15箇所、公所29箇所
- 3 監査の結果
 監査は、平成21会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 知事直轄

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
知事直轄	平成22年9月13日	鳴原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成22年8月26日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
総務部	平成22年10月12日	鳴原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成22年8月30日 ～ 平成22年9月16日
県北地方振興局	平成22年8月24日	鳴原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成22年7月21日 平成22年7月22日
県中地方振興局	平成22年8月26日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成22年7月27日 平成22年7月28日
県南地方振興局	平成22年8月25日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成22年7月15日 平成22年7月16日
会津地方振興局	平成22年8月24日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成22年7月13日 平成22年7月14日
南会津地方振興局	平成22年8月24日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成22年7月15日 平成22年7月16日
相双地方振興局	平成22年8月26日	鳴原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成22年7月27日 平成22年7月28日
いわき地方振興局	平成22年8月25日	鳴原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成22年7月21日 平成22年7月22日
東京事務所	平成22年9月1日	鳴原吉之助 高野 宏之	書面監査	平成22年5月21日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 支出事務の執行において、著しく適切でないものがある。

「事実」

廃食油リサイクル・BDF利用推進検討会の平成21年5月の現地調査と6月の会議実施時に購入したお茶代について、それぞれ1週間後に請求書を日付未記入のまま受け取り、支出処理を行わず放置し、平成22年1月に請求書に日付を書き加えて、大幅に遅延して支払っている。

また、現地調査の貸切りバス代についても、平成21年5月に請求書を受け取っていたが、支出処理を行わず放置し、平成22年1月に改めて日付未記入の請求書を受け取り、その請求書に日付を書き加えて、大幅に遅延して支払っている。

さらに、委員の謝金及び旅費についても、平成22年2月に支払うなど、支払が大幅に遅延している。

「是正・改善等の意見」

支出事務の執行に当たっては、内部牽制及び指導体制を強化し、関係法

令等に基づき適正かつ正確に行うこと。

(県中地方振興局)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- 委託契約において、委託者の事前承認が必要な実施計画書が提出されておらず、提出の指示も行っていない。(文書管財総室)
- 超過勤務手当が不足支給(6人20,748円)、及び休日給が不足支給(1人18,744円)となっている。(文書管財総室)
- 概算私旅行について、旅費計算書・旅費領収書を紛失したため旅行終了確認及び旅費の精算事務手続が取られていない。(市町村総室)
- 補助事業の支出負担行為について、出納機関の事前確認を受けていない。(県北地方振興局)

- 補助事業の採択において、事業全体の収支予算状況を確認せずに採択し、実績確認を行わずに補助額を確定している。(県北地方振興局)

- 補助金の交付に当たって、補助金の交付決定後に事業の収支予算に変更が生じたが、変更の内容や経緯を確認せずに補助金を交付している。(県北地方振興局)

- 補助事業の実績確認において、53件すべてについて事業実績書の「事業の検証」欄が未記入であり、事業の実績確認が不十分である。(県中地方振興局)

- 補助事業において、補助事業者に対する指導が適切でないため、補助事業者が変更承認を受けないで事業実施期間を延長している。(県中地方振興局)

- 職員公舎の人居料算定において、退去日による日割計算を行わず、1月分を徴収している。(会津地方振興局)

- 補助事業において、補助事業者に対する指導が適切でないため、補助事業者が変更承認を受けないで事業実施期間を延長している。(南会津地方振興局)

- 補助事業において、成果確認を行ったにもかかわらず、額の確定が大幅に遅延している。(相双地方振興局)

- 備品(斜降式救助袋)の検収事務において、告示基準適合品であることの確認を行わず、納入業者引取処分とした撤去品の最終処分状況を確認していないなど、検査等が適切でない。(いわき地方振興局)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 企画調整部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日

企画調整部	平成22年10月14日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成22年8月30日 ～ 平成22年9月8日
-------	-------------	------	-------	------	------------------------------

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- 物品の管理に著しく適切でないものがある。

「事実」

重要物品である馬2頭について、譲与等の手続がないまま民間団体に無償譲渡している。

「是正・改善等の意見」

物品の管理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(文化スポーツ局)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- 補助金の交付決定及び変更承認において、国からの交付決定通知書を收受してから2月以上経過後に補助金の交付決定を行い、事業完了予定の延期通知を受理したにもかかわらず、文書による指示を行っていない。(地域づくり総室)

- 審議会の委員報酬について、支払が3か月以上遅延している。(文化スポーツ局)

- 超過勤務手当が不足支給(1人14,453円)、及び住居手当が不足支給(1人2,000円)となっている。(文化スポーツ局)

(4) 生活環境部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
生活環境部	平成22年9月10日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成22年8月17日 ～ 平成22年8月20日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- 旅費の支払が3か月以上遅延している。(県民安全総室)

- 超過勤務手当が過支給(2人9,901円)及び不足支給(1人15,985円)となっている。(環境共生総室)
- 旅費の支払が3か月以上遅延している。(環境保全総室)

- ・委託契約において、仕様書を変更したにもかかわらず、協議のみで変更契約書を交わしていない。
(環境保全総室)

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
保健福祉部	平成22年10月13日	鳴原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成22年 8月30日 ～ 平成22年 9月9日
県南保健福祉事務所	平成22年 7月29日	鳴原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成22年 6月10日 平成22年 6月11日
会津保健福祉事務所	平成22年 8月4日	鳴原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成22年 6月15日 平成22年 6月16日
南会津保健福祉事務所	平成22年 7月30日	鳴原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成22年 6月22日 平成22年 6月23日
相双保健福祉事務所	平成22年 8月4日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成22年 6月10日 平成22年 6月11日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないように適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・病院手数料に係る収入の測定事務に著しく適切でないものがある。

「事実」

太陽の国病院の手数料について、徴収事務の受託者である社会福祉法人甲が、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書と精神障害者手帳申請書に添付する診断書の手数料の額を誤って過少徴収をしていたものが65件不足額81,250円、徴収していなかったものが2件4,500円あったにもかかわらず、収入権者として適切な確認をせずに徴収額をそのまま測定していた。

このため、平成21年度分は、67件85,750円の不足徴収となっている。

「是正・改善等の意見」

手数料の収入に当たっては、関係規程に基づき適正に測定をすること。

(保健福祉総室)

- ・旅費事務の執行において、著しく適切を欠いているものがある。

「事実」

平成21年度中の旅行件数807件中492件については旅行終了から3か月を超えて旅費を支払っており、また、復命書の提出が旅行終了から半年以上遅れて提出されているものが散見されるなど、著しく適切を欠いた事務執行を行っている。

「是正・改善等の意見」

- 旅費事務の執行に当たっては、内部のチェック体制を強化し、関係規程に基づき適切に行うこと。
(自立支援総室)

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・財産の管理において、社会福祉法人甲が所有する施設に設置した電話交換機等の設備について、貸付け等の手続がなされていない。
(保健福祉総室)
- ・補助金交付要綱の制定事務において、補助金交付先が補助金に係る消費税の仕入控除を行う可能性があったにもかかわらず、仕入控除額の返還を命じる等の必要な補助金交付要綱の改正措置を講じていない。
(生活福祉総室)
- ・保健師等修学資金貸付金元金収入等及び理学療法士等修学資金貸付金元金収入等が収入未済（40件794,200円）となっている。
(健康衛生総室)
- ・超過勤務手当が不足支給（1人10,208円）となっている。
(健康衛生総室)
- ・補助金の交付決定において、予算が配分されているにもかかわらず、補助事業者に対する補助金の交付決定時期が著しく遅延している。
(南会津保健福祉事務所)

(南会津保健福祉事務所)

- 検討事項としたものは下記のとおりである。

- ・母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の事務執行について検討することを求めた。

「検討すべき事項」

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額は年々増加しており、平成21年度未収入未済額は22,460件、135,339,626円の多額に上っている。

これは、貸付金の償還事務は本庁が行うこととなっているが、未納者との交渉は各保健福祉事務所が行っているなど、その責任の所在があいまいになっているとともに、各保健福祉事務所における未納者との交渉は主に嘱託職員に任せているなど、収入未済の解消に向けた取組が不十分である。

また、借受者から納付方法として「口座振替制度」の導入を以前から要望されているが実現されていない。

については、母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の収入未済の解消及び借受者の利便向上のため、償還事務の見直しをはじめとする母子寡婦福祉資金貸付金の事務取扱に検討を要する。
(自立支援総室)

- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
商工労働部	平成22年10月7日	鳴原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成22年 9月7日 ～ 平成22年 9月9日
テクノアカデ	平成22年 9月1日	鳴原吉之助	高野 宏之	書面監査	平成22年 5月27日

ミー会津				
ハイテクラザ	平成22年7月29日	嶋原吉之助	野崎 直実	実地監査 平成22年6月17日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

・公有財産貸付事務（県有特許権実施特許諸事務）において、著しく適切でないものがある。

〔事実〕

- 株式会社甲外2社との県有特許権実施契約更新に当たり、前契約の実施許諾期間満了後約4か月から1年2か月経過後に、実施許諾期間の始期を前契約の終期の翌日にさかのぼって契約を締結している。
- 県有特許権等実施特許諸台帳の整備がなされていない。
- 株式会社乙外1社との県有特許権実施契約に係る一時金（2件、202,583円）の収入調定が行われていない。
- 株式会社甲外1社に係る県有特許権等の経常実施料について、平成20年度分の県有特許権等実施状況報告書（5件、94,698円）を受理しているにもかかわらず収入調定を行っていない。
- 株式会社甲外2社に係る平成21年度の県有特許権等実施状況報告書（6件）が期限までに提出されていないにもかかわらず、提出の指示等を行っていない。

〔是正・改善等の意見〕

公有財産貸付事務に当たっては、関係規程等に基づき適正に行うとともに、内部牽制及び指導体制を強化すること。

（商工労働総室・産業振興総室）

・証紙収入事務において、著しく適正を欠いている。

〔事実〕

試料調整に係る手数料について、福島県ハイテクラザ条例及び同施行規則において1試料につき1,900円と定められているが、使用料及び手数料金表のパンフレットを作成する際に、条例等との突合を行わず、改定に向けて検討した工程別に分けた料金をそのまま記載し、その後も突合を怠っていた。

このため、誤った料金表に基づき、4工程以上の場合には2,900円徴収しており、平成21年度分は522件、522,000円の過徴収となっている。

- | | | |
|--------|---------|--------|
| 1 正当料金 | 1 試料につき | 1,900円 |
| 2 誤料金 | 3 工程以内 | 1,900円 |
| | 4 工程以上 | 2,900円 |

〔是正・改善等の意見〕

手数料の収入に当たっては、関係規程に基づき適正に徴収すること。

（ハイテクラザ）

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・補助事業の支出負担行為（変更）について、出納機関の事前確認を受けていない。
（商工労働総室）

・補助事業の支出負担行為（変更）について、出納機関の事前確認を受けていない。
（産業振興総室）

・週休日の振替等において、3時間30分～3時間45分の勤務に対して半日勤務時間の割振り変更を行い、出勤簿を整理していない。

（テクラアカデミー会津）

(7) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当	監査委員	実施方法	職員調査年月日
農林水産部	平成22年10月8日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成22年8月30日 ～ 平成22年9月9日
県北農林事務所	平成22年9月1日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成22年7月6日 平成22年7月7日
県南農林事務所	平成22年8月25日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成22年7月1日 平成22年7月2日
会津農林事務所	平成22年8月4日	嶋原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成22年6月29日 平成22年6月30日
相双農林事務所	平成22年8月4日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成22年6月24日 平成22年6月25日
いわき農林事務所	平成22年8月25日	嶋原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成22年6月29日 平成22年6月30日
農業総合センター	平成22年7月29日	嶋原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成22年6月2日 ～ 平成22年6月4日
内水面水産試験場	平成22年9月1日	宗方 保	野崎 直実	書面監査	平成22年5月28日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指導事項

・工事請負変更契約の事務手続に著しく適切でないものがある。

〔事実〕

当初契約内容と一体性がないにもかかわらず、施工位置が離れ、発注種別の異なる工種について変更契約を締結している。

- 1 工事の名称 かんがい排水事業（一般型）2103工事 富岡地区
- 2 工事の場所 双葉郡富岡町大字上手岡字片倉地内
- 3 発注種別の異なる工種

- (1) トンネル部の電線管路工、管路補強工
- (2) 制水弁施設への電力引込工
- (3) 用水路管理通路の法面工

「是正・改善等の意見」

工事請負変更契約（設計図書の変更）の事務手続に当たっては、変更の内容等を勘案し適正に行うこと。
（相双農林事務所）

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 県有財産貸借契約において、電柱換算本数の算定及び単価を誤ったため、土地貸付料が過大調定（3件17,920円）となっている。（農林水産総室）
- ・ 住居手当について、家賃の減額を誤認したため過支給（1人27,000円）となっている。（農林水産総室）
- ・ 農業改良資金貸付金特別会計において、有効な債権回収対策が行われておらず、債権の保全管理に適切を欠いている。（農業支援総室）
- ・ 設計委託の設計積算において、既存の堤防諸元で積算すべきところ計画の堤防諸元で積算したため、設計額が過大となっている。（県北農林事務所）
- ・ 委託業務の変更事務手続において、軽微な変更以外の変更について工事内容変更同で処理している。（県北農林事務所）
- ・ 請負工事の変更事務手続において、軽微な変更以外の変更について工事内容変更同で処理している。（会津農林事務所）
- ・ 通勤手当について、ETCシステムに係る割引を算定しなかったため過支給（1人20,856円）となっている。（相双農林事務所）
- ・ 週休日の振替及び休日の代休日の指定において、3時間30分の勤務に対して半日勤務時間の割振り変更を行い、代休日の指定を時間単位で行っている。（農業総合センター）
- ・ 重要物品2件の存在が確認できない。（農業総合センター）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(8) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
土木部	平成22年9月8日	宗方 保 野崎 直実	現地監査	平成22年8月18日

県北建設事務所	平成22年8月24日	嶋原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成22年7月13日 平成22年7月14日
県中建設事務所	平成22年8月26日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成22年7月8日 平成22年7月9日
会津若松建設事務所	平成22年8月3日	嶋原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成22年7月1日 平成22年7月2日
南会津建設事務所	平成22年7月30日	嶋原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成22年6月15日 平成22年6月16日
相双建設事務所	平成22年8月3日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成22年6月22日 平成22年6月23日
いわき建設事務所	平成22年8月26日	嶋原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成22年7月6日 平成22年7月7日
県中流域下水道建設事務所	平成22年9月1日	嶋原吉之助	高野 宏之	書面監査	平成22年5月19日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 支出事務の執行において、著しく適切でないものがある。

「事実」

社団法人甲の平成20年度年会費45万円の支出事務において、平成20年7月に請求書を受け取りながら放置し、平成21年2月に改めて請求書を受け取ったにもかかわらず、平成21年8月5日に過年度支出している。

「是正・改善等の意見」

支出事務の執行に当たっては、内部牽制及び指導体制を強化し、関係法令等に基づき適正かつ正確に行うこと。
（道路総室）

- ・ 占用料の調定事務が適切でなく、収入遅延となっている。

「事実」

平成21年度道路敷占用料及び河川敷占用料収入について、年度当初に調定しているが納入通知書を発付していないものがあるなど事務処理が不適切であり、納期限から3か月以上遅延して収入となっているものが39件、45,018,055円が多額となっている。

「是正・改善等の意見」

占用料の調定及び収入事務に当たっては、関係規程に基づき適切な事務処理を行うこと。
（県中建設事務所）

- ・ 契約事務において、著しく適性を欠いているものがある。

「事実」

市町村除雪委託契約において、単価契約にない業務が行われていたにも

かかわらず、変更契約等が行われないうまま請求のあった額が支払われている。

1 委託期間	平成21年12月1日～平成22年3月31日
2 単価契約にない業務	トラクタショベル 規格0.5㎡
3 1時間当たり単価	8,982.75円
4 支払額	116,775円 (1月～3月実績合計、稼働時間13時間)

〔是正・改善等の意見〕

委託業務に変更が生じる場合には、あらかじめ発注者と受注者が協議を行い、変更契約を締結するなど、適正な契約事務を行うこと。

(県中建設事務所)

- ・県費補助金の交付申請よりも前に着手があったと認められる事業について、補助金交付決定をしているものがある。

〔事実〕

市町村下水道事業費補助金（未普及解消下水道事業）について、福島県土木事業補助金交付要綱に定めがないにもかかわらず、交付申請よりも前に着手があったと認められる事業をもって補助対象事業とし、事業主体A町長からの申請どおりの内容で県費補助金の交付を決定している。

平成21年4月8日 土木事業指令着工届（A町長発）

内容：下水道事業着手4月8日予定 他

4月13日 下水道事業補助金内示通知（建設事務所長発）

6月30日 土木事業補助金交付申請書（A町長発）

内容：下水道事業着手4月8日 他

7月6日 土木事業補助金交付決定指令（建設事務所長発）

〔是正・改善等の意見〕

補助金の交付決定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(南会津建設事務所)

- ・設計業務委託変更契約の事務手続に著しく適切でないものがある。

〔事実〕

橋梁設計を目的としていた当初の設計業務委託契約について、場所及び目的の異なる用水路の管渠設計を追加して、変更契約を締結している。

1 委託業務の名称 設計委託（電源立地促進費）

2 委託業務の場所 広野小高線 双葉郡広野町大字下北迫地内

〔是正・改善等の意見〕

設計業務委託の変更契約締結に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(相双建設事務所)

- ・工事請負変更契約の事務手続に著しく適切でないものがある。

〔事実〕

請負工事において当初契約した工事区域が用地買収困難となったことか

ら、河川改修計画区間内ではあるが、本来別途契約とすべき別の区域を施工区域として設計変更し、実施している。

1 工事の名称	河川改良工事	木戸川筋
2 最終契約額	22.2.25締結	29,289,750円

〔是正・改善等の意見〕

工事請負変更契約（設計図書の変更）の事務手続に当たっては、変更の内容、規模等を勘案し適正に行うこと。

(相双建設事務所)

- ・工事請負変更契約の事務手続に著しく適切でないものがある。

〔事実〕

工事請負変更契約において、当初契約した工事区域より相当離れた、本来別途契約とすべき別路線を変更で追加し、実施している。

1 工事の名称 地方特定道路整備工事 日立いわき線

2 工事の場所 いわき市勿来町窪田地内

3 最終契約 21.10.20締結 36,039,150円

〔是正・改善等の意見〕

工事変更契約の事務手続に当たっては、変更の内容、規模等を勘案し適正に行うこと。

(いわき建設事務所)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・超過勤務手当が不足支給（1人12,040円）となっている。（道路総室）

- ・委託料の支出負担行為について、出納機関の事前確認を受けていない。（道路総室）

- ・収入調定事務において、4月1日に調定すべきところ8月24日に調定している。（県北建設事務所）

- ・委託料の支出負担行為4件について、出納機関の事前確認を受けていない。（県北建設事務所）

- ・工事請負変更契約において、工期延長の変更契約を行う際に、直前の軽微な変更を含めて締結すべきところ、最終の変更契約で一括処理している。（県北建設事務所）

- ・河川事業費負担金の収入調定事務において、収入原因が発生した都度直ちに調定を行うべきところ、特段の事由もなく調定時期が遅延している。（県北建設事務所）

(県中建設事務所)

- ・請負工事の変更事務手続において、軽微な変更以外の変更に工事内容変更同で処理している。（会津若松建設事務所）

- ・超過勤務手当が過支給（5人18,064円）及び不足支給（3人13,216円）となっている。（会津若松建設事務所）

- ・扶養手当の認定事務において、必要とされる添付書類を徴しないまま扶養親族に認定している。（会津若松建設事務所）

・旅行命令において、私有自動車利用による高速道路を利用した旅行命令を発しているにもかかわらず、高速道路の通行料を支出していない。

(南会津建設事務所)

・証紙収入額報告において、証紙収入整理簿を整理したにもかかわらず、本庁機関に対して証紙収入額を報告していない。

(南会津建設事務所)

・河川占用許可において、現況では18本添架されているにもかかわらず、6本のみを許可している。

(南会津建設事務所)

・工事請負変更契約において、工期延長の変更契約を行う際に、直前の軽微な変更を含めて締結すべきところ、最終の変更契約で一括処理している。

(いわき建設事務所)

・請負工事の変更事務手続において、軽微な変更以外の変更について工事内容変更同で処理している。

(いわき建設事務所)

・常温合材について、年間消費高を超える量を翌年度に繰り越しており、計画的かつ効果的な執行がなされていない。

(いわき建設事務所)

(9) 出納局

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
出納局	平成22年9月13日	鳴原吉之助	実地監査	平成22年8月25日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(10) 議会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
議会事務局	平成22年9月13日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成22年8月25日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(11) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
教育庁	平成22年9月7日	鳴原吉之助	実地監査	平成22年8月17日 ～ 平成22年8月24日
教育センター	平成22年9月1日	宗方 保 高野 宏之	書面監査	平成22年6月3日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことのないよう

適正な事務処理に努めること。

指摘事項

・支出事務の執行において、著しく適切でないものがある。

「事実」

健康診断業務委託契約（単備契約）2業務の支出事務において、平成20年10月から平成21年3月までの20件について、履行を確認し、請求書を受け取りながら長期間放置され、受託者からの問い合わせにより未払いが判明したため、請求書の再提出を求めた上で、過年度支出として5,869,151円を支払いした。

「是正・改善等の意見」

支出事務の執行に当たっては、内部牽制及び指導体制を強化し、関係法令等に基づき適正に行うこと。

・補助金の交付事務手続において、著しく適切でないものがある。

「事実」

補助金の交付事務手続において、補助対象事業の着手前に交付申請書を提出させ交付決定すべきところ、補助対象事業の大部分が執行された平成22年2月に交付申請書の提出を求め、平成22年3月に平成21年4月1日にさかのぼって交付決定している。

- 1 補助金の名称 南会津学習サポート事業補助金
- 2 補助金額 13,018,050円
- 3 補助対象事業の実施期間 平成21年4月1日～平成22年3月23日

「是正・改善等の意見」

補助金の交付事務手続に当たっては、適時適切な事務処理、予算の執行状況の確認及び必要な内部牽制が的確に行われるよう、支出権者及び担当職員が関係規程等に基づき適正に行うとともに、事務処理方法を具体的に改善すること。

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指摘事項

・住居手当が不足支給（1人23,000円）となっている。また、通勤手当の返納額の計算を誤ったため返納額が不足（1人28,120円）している。

(学習指導課)

(12) 公安委員会

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
警察本部	平成22年9月9日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成22年8月17日 ～

				平成22年8月24日
--	--	--	--	------------

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(13) 監査委員

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
監査委員事務局	平成22年9月13日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成22年8月26日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(14) 人事委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
人事委員会事務局	平成22年9月13日	鳴原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成22年8月25日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(15) 労働委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
労働委員会事務局	平成22年9月10日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成22年8月17日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

監査公表第23号

平成22年2月5日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成22年11月12日

福島県監査委員 鳴原吉之助
 福島県監査委員 宗方保
 福島県監査委員 野崎直実
 福島県監査委員 高野宏之
 22財第1575号
 平成22年10月15日

福島県監査委員 鳴原吉之助
 福島県監査委員 宗方保 様

福島県監査委員 野崎直実
 福島県監査委員 高野宏之

定期監査に係る措置状況について(通知)
 福島県知事 佐藤 雄平 閣

平成22年1月26日付け21福監第253号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
 監査対象機関 総務部
 監査対象年度 平成20年度
 監査実施年月日 平成21年9月16日
- 2 検討事項及び措置の状況について

検討事項	措置状況
<p>【検討事項】 文書管理システムの運用について検討することを求めた。</p> <p>文書管理システムは、平成18年10月から運用が開始されているが、平成20年4月からは当初開発された本来のシステムの機能が大幅に縮小されている。現行システムの機器の賃貸借契約期間が満了する平成22年12月までの経費は、相当程度の費用が見込まれているが、当初開発されたシステムを運用した期間は、わずか1年6か月と短期間であることや、当該システムが十分機能していないなど費用対効果の観点からその効果は十分とは言えない。</p> <p>このため、現下の厳しい財政状況や平成22年12月で現行文書管理システムの賃貸借契約期間が満了することなどを踏まえ、これまでの利用状況の分析結果や他県等における運用の実態等を考慮し、経済性、有効性の観点から今後のシステムの運用等について、早期</p>	<p>平成21年度本庁定期監査において検討事項となり検討してきた文書管理システムの運用については、下記のとおりです。</p> <p>文書管理システムについては、現行システムの契約期間が本年12月末で終了するが、適正な文書管理を行うための基本情報の管理が引き続き必要であり、また、次期システム導入に相当の期間を必要とすることから、経費を圧縮し現行システムのリース期間を2年間延長することとします。</p> <p>この間、次期システムについて、公文書管理法や情報公開制度への的確な対応、県民サービスの向上や業務の効率化等の観点から、リース延長期間満了内に詳細な検討を進めてまいります。</p>

に検討する必要がある。
(文書管理総室)

(監査総務課)

監査公表第24号

平成22年9月21日監査公表第21号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成22年11月12日

福島県監査委員 鳴原吉之助
 福島県監査委員 宗方保
 福島県監査委員 野崎直実
 福島県監査委員 高野宏之
 22病第667号
 平成22年9月30日

福島県監査委員 鳴原吉之助
 福島県監査委員 宗方保
 福島県監査委員 野崎直実
 福島県監査委員 高野宏之

福島県病院事業管理者 高地英夫

定期監査結果に関する措置状況について(通知)

平成22年9月6日付け22福監第125号で報告のあった県立病院事業に関する定期監査の結果について、地方自治法第199条第12項の規定により措置状況を別紙のとおり通知します。

平成22年度(監査対象年度：平成21年度)定期監査結果に関する措置状況 (別紙)

指 摘 事 項	措 置 状 況
会津総合病院 (執行体制) 医業未収金の管理及び回収の執行体制に適切を欠いている。 (事実の概要) 前年度に指摘された未収金の回収状況については、平成21年9月18日及び平成21年10月19日に催告書を発付し、平成22年1月下旬に90件に対する出張	医業未収金の回収業務については、平成22年度から担当職員を複数配置するとともに、督促状・催告書の発送、市町村への住所照会等業務の一部を委託するなど体制を強化したところです。 医業未収金については、福島県立病院医業未収金マニュアルに基づき、適正に対応してまいります。その管理回収に当

徴収を実施したが、全般的に時期が遅延しており、また、その後の取組がないなど、計画及び進捗管理が適切でない。さらに、組織内部において、滞納者基本情報の記録が不完全なまま出張徴収するなど、債権回収に向けた事前準備を徹底しなかったため、効果的かつ効率的な債権回収に結びついていない。

なお、医業未収金については、納期限後2月以内に督促を行うこととされているが、平成19年6月1日以降平成22年1月31日までの間の大部分について督促状が発付されておらず、また、その他の月の分についても発付時期が著しく遅延している。

(是正、留意・改善の意見)

医業未収金の管理及び回収の執行体制について改善を図るとともに、福島県立病院医業未収金マニュアル等の関係規程に基づき、継続的、かつ、計画的な未収金の回収を図ること。

会津総合病院

(その他の事務事業)

旅費に関して著しく適切でないものがある。

(事実の概要)

- 1 高速道路を利用する旅行命令を発している150件のうち、高速自動車道の通行料を負担しているのは78件で、他は負担していない。
- 2 職員Aについて、3泊4日の県外旅行命令を発したが、日程を変更したにもかかわらず、旅行命令変更を申請しないまま実態と異なった復命をし、これに基づいて旅費を支給している。

(是正、留意・改善の意見)

たつては、担当者から医事課長に随時状況報告を上げ、医事課長は必要に応じて事務局長を会長とする検討会を開催し、そこで決定された日程に基づく進捗管理をして組織的に取り組むこととします。

旅費に関して適切でなかったものについては、下記のとおり処理を行いました。今後は、院内におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。

- 1 高速自動車道の通行料を個人負担させていた72件については、該当者から提出される関係資料を精査して、適正な事務処理を行います。
- 2 日程変更により31,200円が過支給となっていたため、平成22年7月28日に返納調定を行い、同年8月3日に収納しました。

・ 正当支給額 39,310円
 ・ 既支給額 70,510円

<p>旅行命令に当たっては、予算措置、用務の内容、会議の開始・終了時刻等を勘案して適正に行うこと。 また、旅費の支給に当たっては、復命内容を十分確認してから行うとともに、用務、日程等に変更が生じた場合には旅行命令の変更を適正に行うよう指導すること。</p>	<p>・ 過支給額 31,200円</p>
<p>大野病院 (過払い及び不足払い) 超過勤務手当及び休日給の支給に適切でないものがある。</p>	<p>超過勤務手当及び休日給の支給が適切でなかったものについては、下記のとおり処理を行いました。 今後は、関係諸帳簿及び支給要件等を十分に確認の上、管理職を含めた複数の職員によるチェックを行うこととし、内部奉^{おん}制体制の強化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>(事実の概要) 1 職員A外2名に係る超過勤務手当について、時間数の入力を誤り、超過勤務命令簿と勤務命令集計表の照合を怠ったため、不足支給となっている。 正当支給額 655,172円 既支給額 488,660円 不足支給額 166,512円</p>	<p>1 職員A外2名に係る不足支給額については、平成22年6月28日に支出票を作成し、同年7月7日に追給しました。</p>
<p>2 職員Bに係る超過勤務手当について、時間数の入力を誤り、超過勤務命令簿と勤務命令集計表の照合を怠ったため、過支給となっている。 正当支給額 0円 既支給額 28,899円 過支給額 28,899円</p>	<p>2 職員Bに係る過支給額については平成22年6月28日に返納調定を行い、同年7月7日に収納しました。</p>
<p>3 職員Cに係る超過勤務手当について、週休日の振替が同一週に行われ、たにかかわらず支給していたため、過支給となっている。</p>	<p>3 職員Cに係る過支給額については、平成22年6月28日に返納調定を行い、同年7月2日に収納しました。</p>

<p>正当支給額 0円 既支給額 2,452円 過支給額 2,452円</p>	<p>4 職員Bに係る不足支給額については、平成22年6月28日に支出票を作成し、同年7月7日に追給しました。</p>
<p>4 職員Bに係る休日給について、時間数の入力を誤り、超過勤務命令簿と勤務命令集計表の照合を怠ったため、不足支給となっている。 正当支給額 24,384円 既支給額 0円 不足支給額 24,384円 (是正、留意・改善の意見) 超過勤務手当及び休日給の支給に当たっては、支給要件等を十分確認の上、チェック体制を強化し、適正に行うこと。</p>	<p>4 職員Bに係る不足支給額については、平成22年6月28日に支出票を作成し、同年7月7日に追給しました。</p>

(監査総務課)

監査公表第25号

平成21年2月6日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成22年11月12日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方直保
福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之
22教財第349号
平成22年10月15日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方直保
福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之

福島県教育委員会委員長 印

定期監査に係る措置状況について(通知)

平成21年1月27日付け20福監第200号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査における措置状況について
 旧教育振興領域・旧教育指導領域
 (学校経営支援課、学校生活健康課、財務課、財務課施設財産室)

検 討 事 項	措 置 状 況
<p>○検討事項 県立高等学校の寄宿舎のあり方について、検討することを求めた。 福島明成高等学校は、本県の農業経営者養成の中核校として寄宿舎教育を実施してきたが、教育環境等の変化により寄宿舎の利用が減少している一方、その管理には毎年多額の経費を要しており、さらに、今後耐震補強工事などの経費も少なからず予想されるところである。 ついては、同校をはじめ、同様な状況にあると考えられる県立高等学校の寄宿舎のあり方について検討する必要がある。</p>	<p>平成20年度本庁定期監査において検討事項となり、引き続き検討してきた県立高等学校の寄宿舎のあり方についての検討結果については、以下のとおりです。 教育庁内に、農業経営者養成高等学校の寄宿舎に係る検討委員会及びワーキンググループを設置し、本県農業の充実と発展に寄与する人材育成を行う基幹校としての位置づけを踏まえながら、そのあり方について検討した。 福島明成高等学校については、本県における農業教育の基幹校であるが、野菜・果樹を中心とした都市近郊型農業の教育を目標しており、将来においても、教育課程上寄宿舎を使用する予定がないことから、平成22年度に入寮した生徒が卒業する平成24年度末に廃止する。 岩瀬農業高等学校については、本県の中央に位置する農業教育の基幹校として、作物、園芸、畜産を組み合わせた総合的農業教育を目標している。 特に、今後は、酪農経営の学習において、早朝における搾乳や夜間の分働などを学ぶために、寄宿舎は欠くことができないものであり、農業後継者育成のための機能を維持充実させていく必要がある。 以上のことから、同校の寄宿舎については、規模を縮小し、効率的に管理する。</p>

(監査総務課)